

# 環境衛生



## 集積所と排出日 ゴミ出しの確認

ゴミの収集日は住んでいる町によって異なります。例えば、同じ町名でも二丁目と三丁目では違う場合があり、間違えてゴミが出されると、そのままでは収集できないことがあります。ゴミを出すときは、必ず「こ



ゴミは決められた集積所へ

## 建物など安全検査 定期報告忘れずに

建築物の中で旅館、病院、学校、店舗、飲食店など多くの人が利用する物を特殊建築物といます。火災が発生した場合の危険を避けるため、所有者などが定期的に専門の技術者に調査を依頼し、結果を市へ報告することが、建築基準法で義務付けられています。また、排煙設備や非常用照明設備などの建築設備も定期報告の対象です。七月三十一日までに報告書を提出してください。定期報告の対象と

なる建築物や建築設備は次のとおりです。

### 建築設備

五階以上で床面積の合計が千平方メートルを超える事務所など。

### 建築物および建築設備

劇場や映画館、演芸場  
病院や患者の収容施設がある診療所、老人ホーム、児童福祉施設など、博物館や美術館  
図書館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場など、百貨店や展示場  
公衆浴場、料理店、飲食店  
物品販売業を営む店舗など。  
…問い合わせは建築指導課  
890 6753へ。

# 税

## 計画的に納税し 滞納なくそう

### 市税の納め方

税目ごとにそれぞれ納期（納める月）が定められています。納付するときは納税通知書を用意し金融機関が市役所収納課、各支所・出張所で納めてください。  
**便利な口座振替**  
便利・安全・確実な口座振替での納付を勧めています。預貯金口座のある金融機関が郵便局へ、通帳・届け出印・納税通知書を用意して、直接申し込んでください。

### 納税通知書を紛失したとき

市・県民税や軽自動車税は市民税課、固定資産税・都市計画税は資産税課、国民健康保険税は国保年金課へできるだけ早く連絡してください。

**納期限を過ぎると延滞金が増える**  
納期限までに市税を納めない

てください。皆さんのご協力をお願いします。  
…問い合わせは清掃業務課  
890 6272へ。

# 傍聴しませんか 市議会の定例会

第2回市議会定例会の日程は次のとおりです。議案や市政に対する総括質問も行われます。

…問い合わせは議会事務局 890-5923へ。

### 本会議

6月14日 午後1時・6月21日  
午前10時・6月22日 午前10時・6月29日 午後1時

### 総括質問

6月21日・22日

## 納税通知書は 6月8日に発送

市・県民税の納税通知書は六月八日に発送を予定しています。なお、本年度の主な変更点は次のとおりです。

**個人市民税・県民税均等割非課税措置の廃止**

個人市民税・県民税均等割の

ことを「滞納」といいます。滞納すると納期限の翌日から一月までは年七・三％（今年は地方税法の規定によって年四・一％）、それ以降は年一四・六％の割合で掛けた金額が延滞金として加算されます。  
滞納にならないよう、計画的に納税しましょう。  
…問い合わせは収納課 890 6226へ。

### 配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止

配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（合計所得金額が三十八万円以下の配偶者）について、配偶者控除に上乗せして適用されていた控除が廃止されます。  
…問い合わせは市民税課 890 6203へ。

### 6月の納税

市・県民税第一期は6月30日まで